

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年1月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200137号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200108号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑦までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間⑧のうち、平成31年1月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については20万円から50万円とする。

平成31年1月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年1月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その他の請求期間(請求期間⑧のうち、平成30年1月1日から平成31年1月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和37年生  
住所：

## 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成21年12月  
② 平成22年8月4日  
③ 平成28年7月26日  
④ 平成29年7月28日  
⑤ 平成29年12月28日  
⑥ 平成30年8月2日  
⑦ 平成30年12月28日  
⑧ 平成30年1月1日から令和元年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①については、標準賞与額の記録がなく、請求期間②から⑦までの標準賞与額及び請求期間⑧の標準報酬月額については、事業主による届出が遅れたことにより、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当。ただし、オンライン記録において、請求期間③の支給日は平成28年9月7日、請求期間④の支給日は平成29年7月27日、請求期間⑦の支給日は平成30年12月21日として記録されている。）となっている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①から⑦までについて、A社から提出された請求者に係る年間賃金台帳（項目別）、請求者から提出された賞与明細書及び給与振込口座の預金通帳の写しにより、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び年間賃金台帳（項目別）により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①の賞与支給日については、賞与明細書から平成21年下期の賞与であることが推認できるものの、支給月日が判明しないところ、A社の経理担当者が同年12月の支給である旨回答していることから、賞与支給月の月末と認定し、別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か

不明である旨回答しているものの、事業主は、請求期間②から⑦までの賞与（ただし、オンライン記録において、請求期間③の支給日は平成 28 年 9 月 7 日、請求期間④の支給日は平成 29 年 7 月 27 日、請求期間⑦の支給日は平成 30 年 12 月 21 日として記録されている。）について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出している上、請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、賞与明細書により、別表の第 2 欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額（20 万円）は、同表の第 4 欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額（18 万 9,000 円）を超える額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、別表の第 5 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、請求期間①における別表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準賞与額（同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑧のうち、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者に係る年間賃金台帳（項目別）、通勤費支給に係る資料及び請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の見合う標準報酬月額（50 万円）及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（50 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（20 万円）を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記年間賃金台帳（項目別）により確認できる厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが必要である。

なお、請求期間⑧のうち、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの報酬月額に係る届出を年金事務所に対し行ったか否か不明である旨回答しているものの、事業主は、請求期間⑧に係る請求者の報酬月額に係る届書を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出している上、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間⑧のうち、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者に係る年間賃金台帳（項目別）及び請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（50 万円）は、オンライン記録によ

り確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（20万円）より高額であることが認められるところ、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（20万円）と同額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該認定額がオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間⑧のうち、平成30年1月1日から平成31年1月1日までの期間については、厚生年金保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額に 基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金 特例法訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 後の標準賞与額
①	平成21年12月31日	20万円	18万9,000円	18万9,000円	20万円
②	平成22年8月4日	20万円	20万円	20万円	—
③	平成28年7月26日	10万円	9万1,000円	9万1,000円	—
④	平成29年7月28日	26万円	26万円	26万円	—
⑤	平成29年12月28日	20万円	19万9,000円	19万9,000円	—
⑥	平成30年8月2日	25万円	24万9,000円	24万9,000円	—
⑦	平成30年12月28日	25万円	24万9,000円	24万9,000円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200305号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200109号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年8月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成21年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成21年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成21年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その他の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年4月15日から同年8月1日まで  
② 平成21年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細書等を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は、請求期間①に同社に勤務し、当該期間のうち、平成21年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳等により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成21年8月1日から同年4月15日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月16日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成21年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成21年4月15日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び賃金台帳等により、請求者が当該期間にA社に勤務し、事業主から給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、賃金台帳等により、平成21年4月15日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない上、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の平成21年4月15日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成21年4月15日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間②について、賃金台帳等並びにA社における請求期間当時の退職日の取扱い及び同社の社会保険担当者の陳述により、請求者は、請求期間②に同社に勤務し、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及



び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成21年9月30日から同年10月1日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月16日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。